

第3号中央卸売市場食肉市場 都市計画市素案説明会

平成28年9月16日

横浜市

都市計画の変更に向けた
周辺企業への説明



都市計画市素案説明会
市素案縦覧（2週間）

←本日の説明会



公聴会



法定縦覧



都市計画審議会



都市計画決定・変更の告示

《都市計画手続》

ご説明する内容

- 1 市場再編の経緯と位置づけ
- 2 食肉市場の土地変更の経緯
- 3 都市計画市素案の概要
- 4 今後の都市計画手続き

1 市場再編の経緯と位置づけ

横浜市中央卸売市場の概要



横浜市中央卸売市場の概要

市場名	本 場	南 部 市 場	食 肉 市 場
開設年月日	昭和6年2月11日	昭和48年11月8日	昭和34年11月5日
所在地	神奈川区	金沢区	鶴見区
敷地面積	約10.6万㎡	約16.8万㎡	約3.9万㎡
取扱品目	青果・水産物・鳥卵	青果・水産物・花き	食肉

平成27年4月
中央卸売市場本場へ統合

市場再編の経緯

平成18年3月 包括外部検査

市場取扱高の減少傾向や将来的な人口減少が見込まれるため、市場のありかたの検討を求める意見

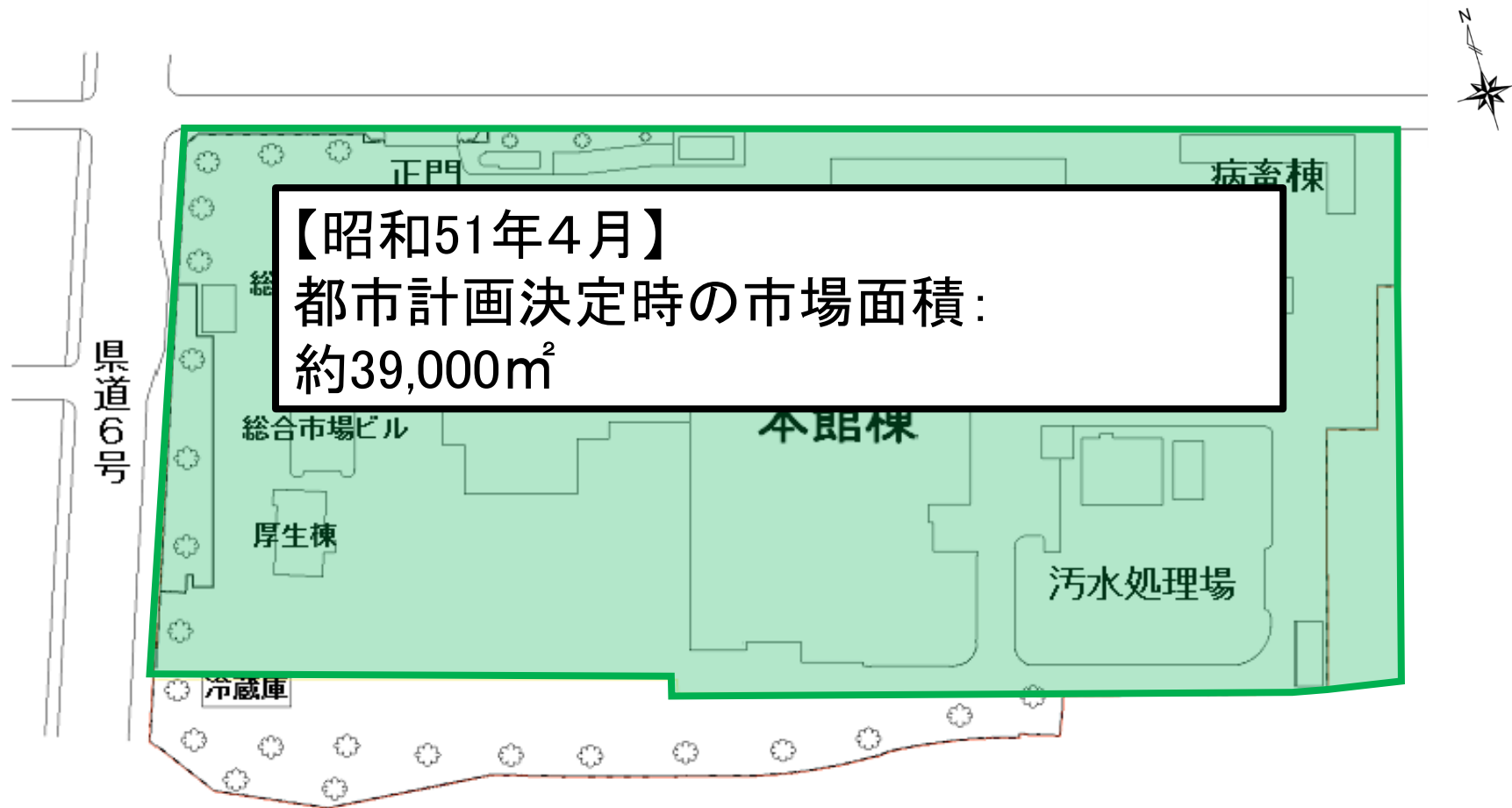
平成20年3月 横浜市中央卸売市場開設運営協議会

包括外部監査の意見を受け、専門家により構成される委員会により、今後の市場のあり方を検討・答申
⇒『横浜市中央卸売市場のあり方に関する提言書』

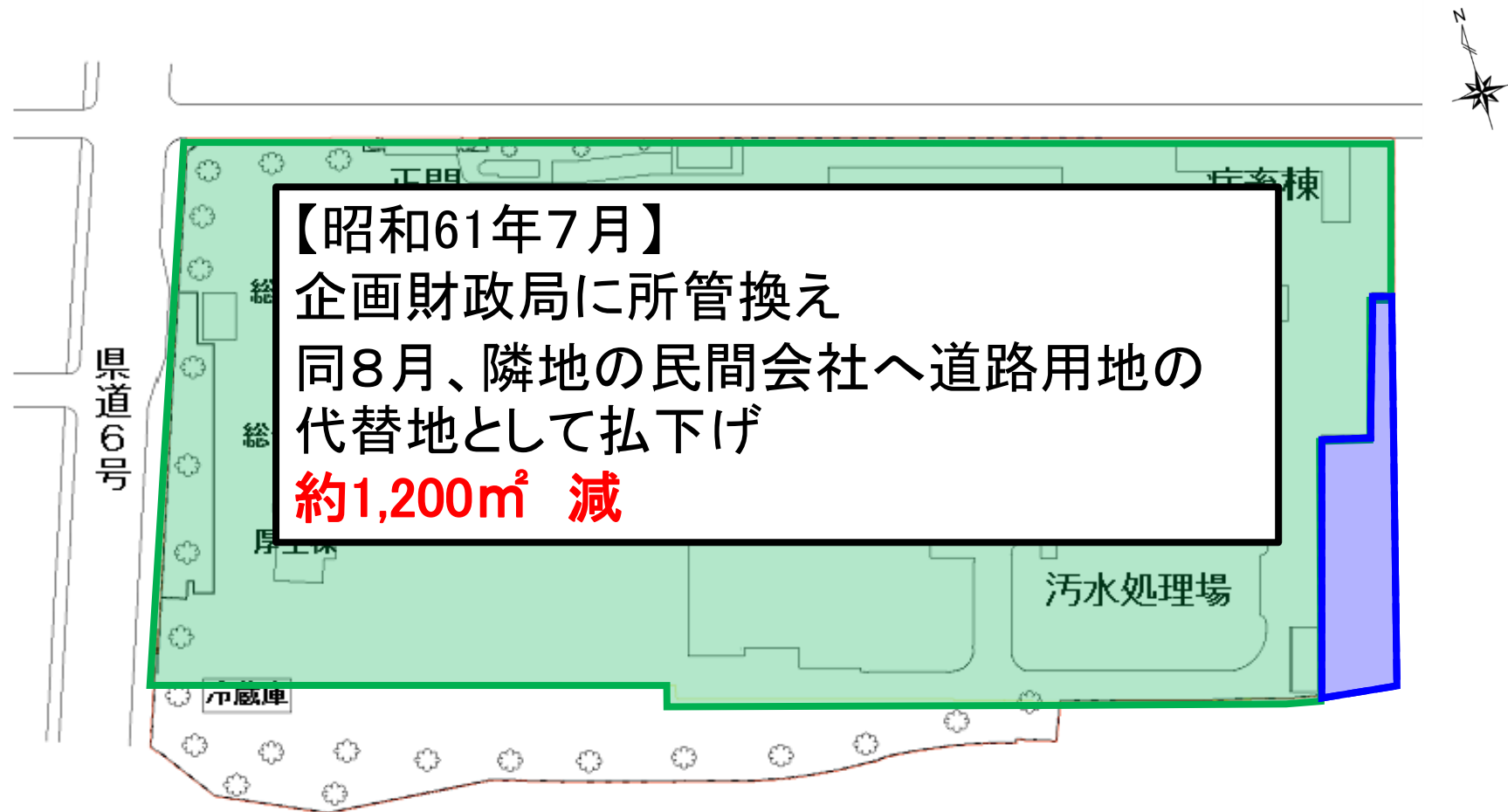
施設の配置上、更なる品質管理の高度化、物流効率化などのための施設を整備するには用地が不足している状況にある。

2 食肉市場の土地変更の経緯

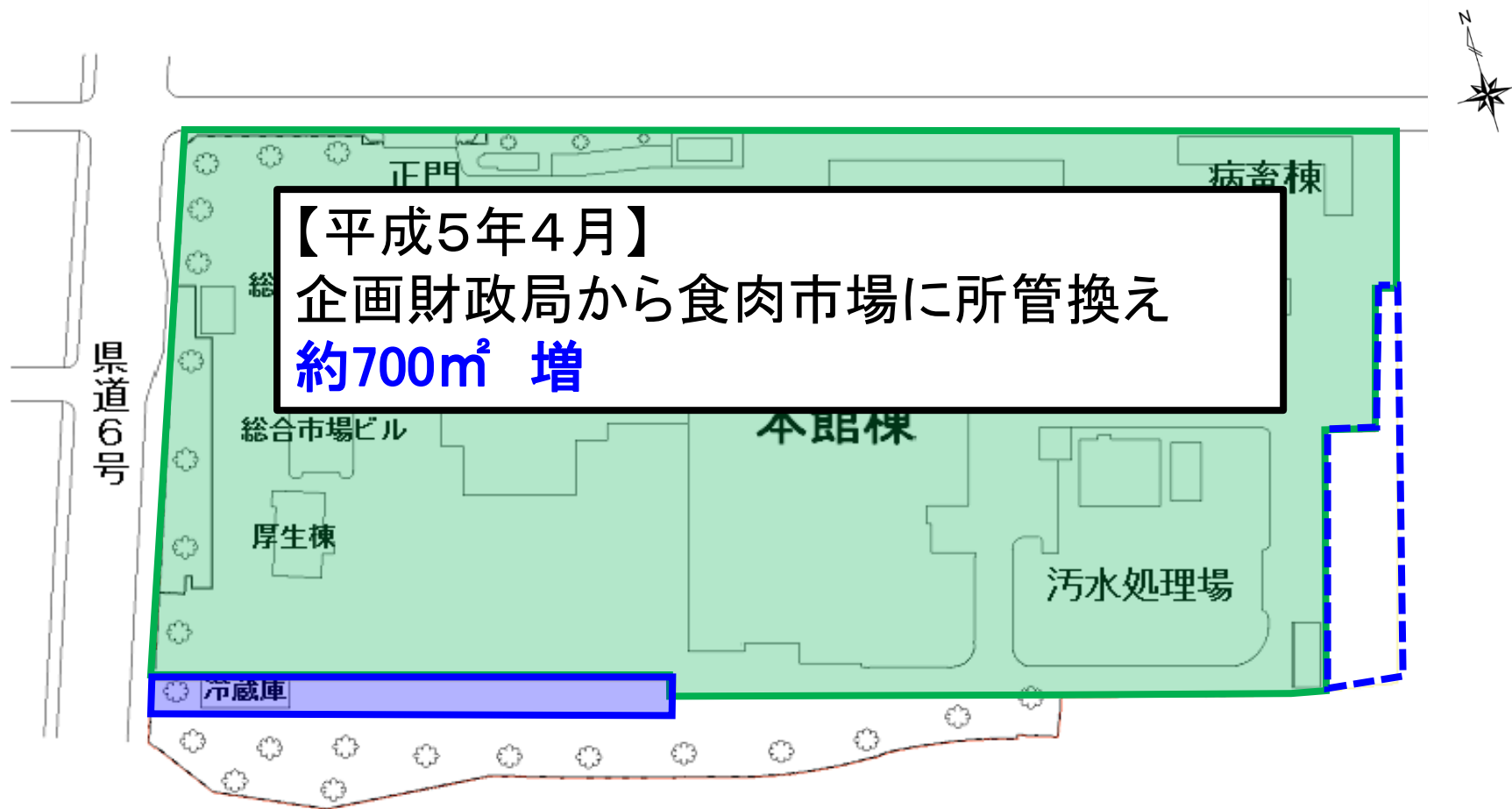
2 食肉市場の土地変更の経緯



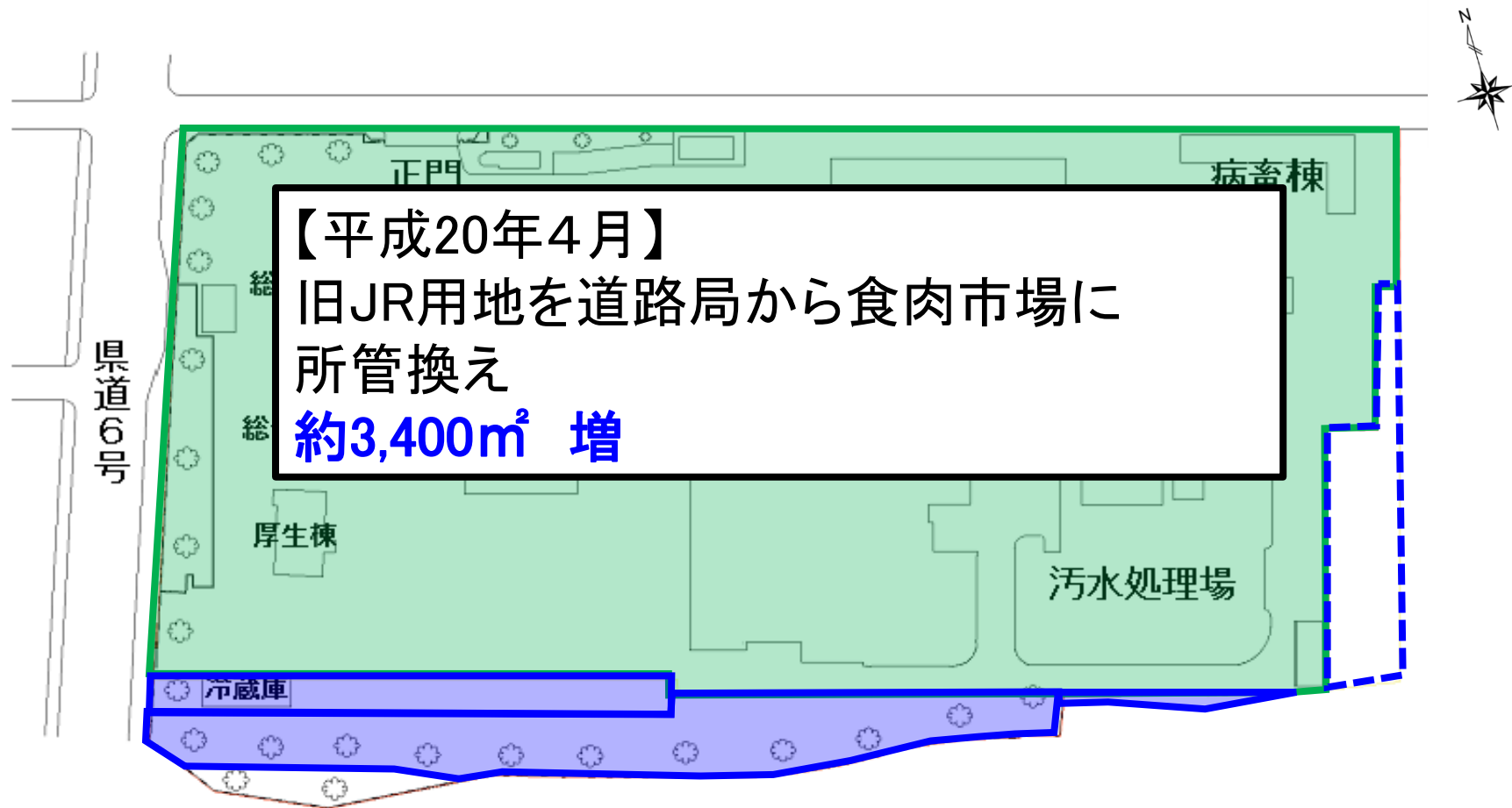
2 食肉市場の土地変更の経緯



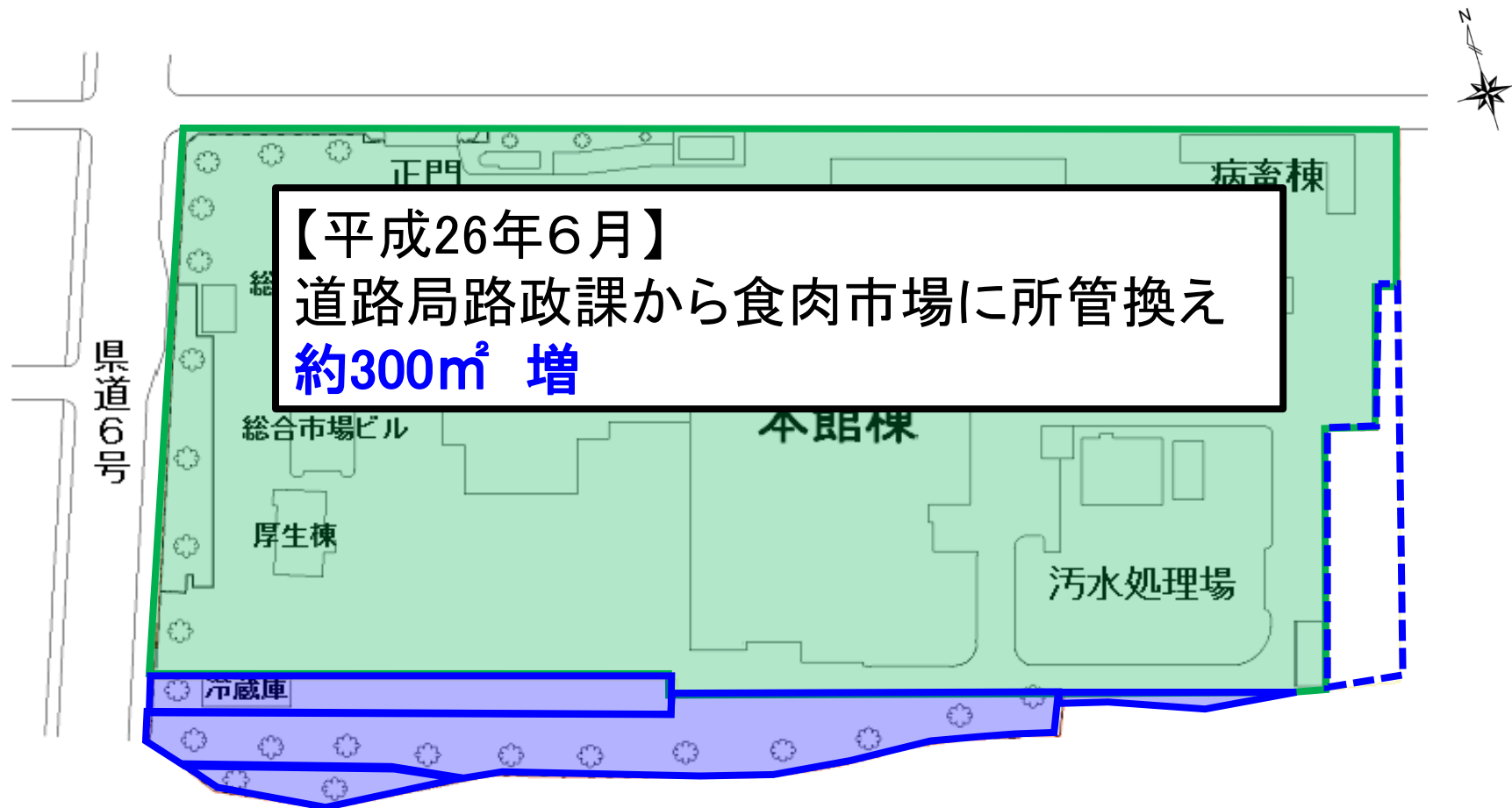
2 食肉市場の土地変更の経緯



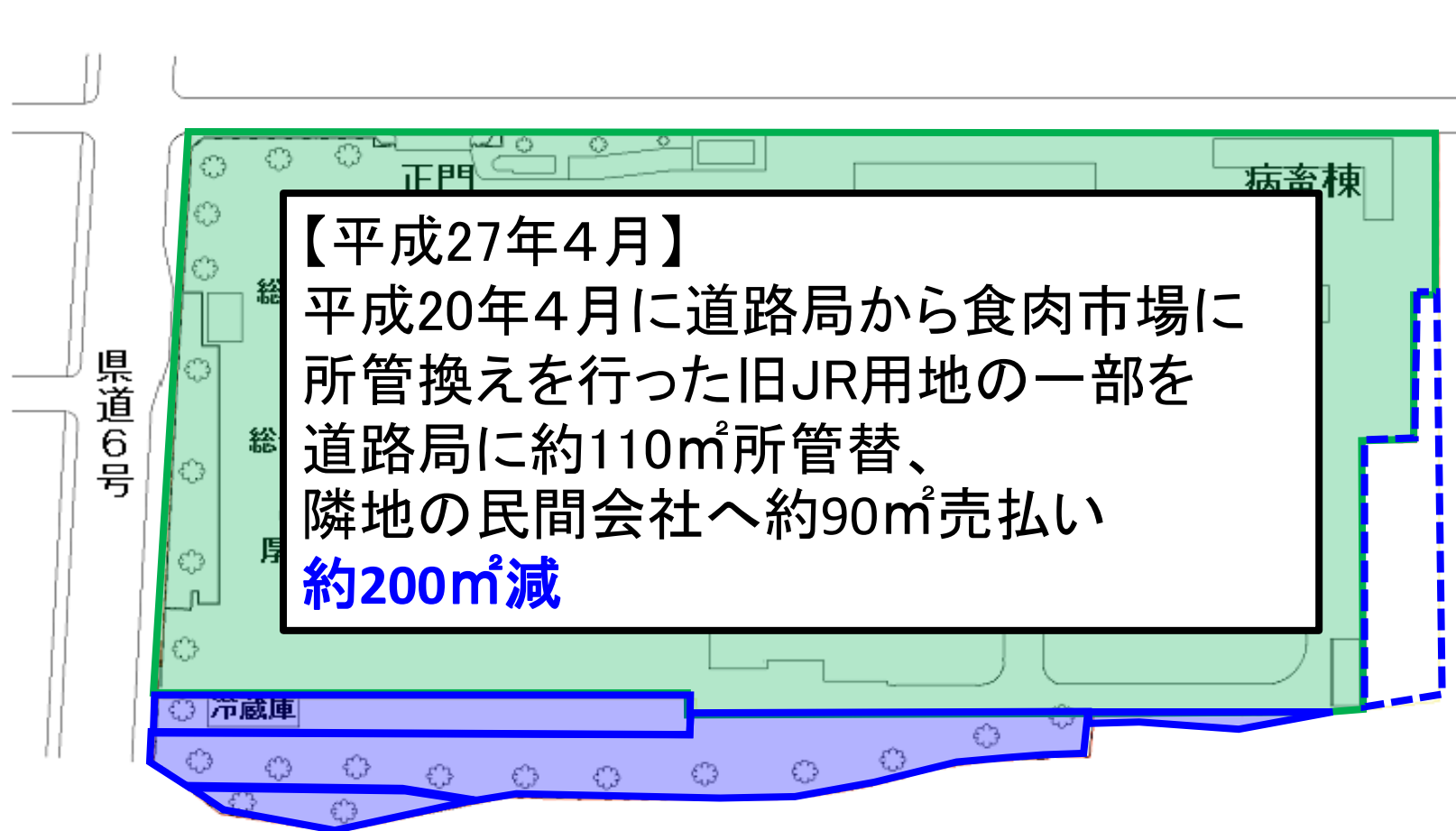
2 食肉市場の土地変更の経緯



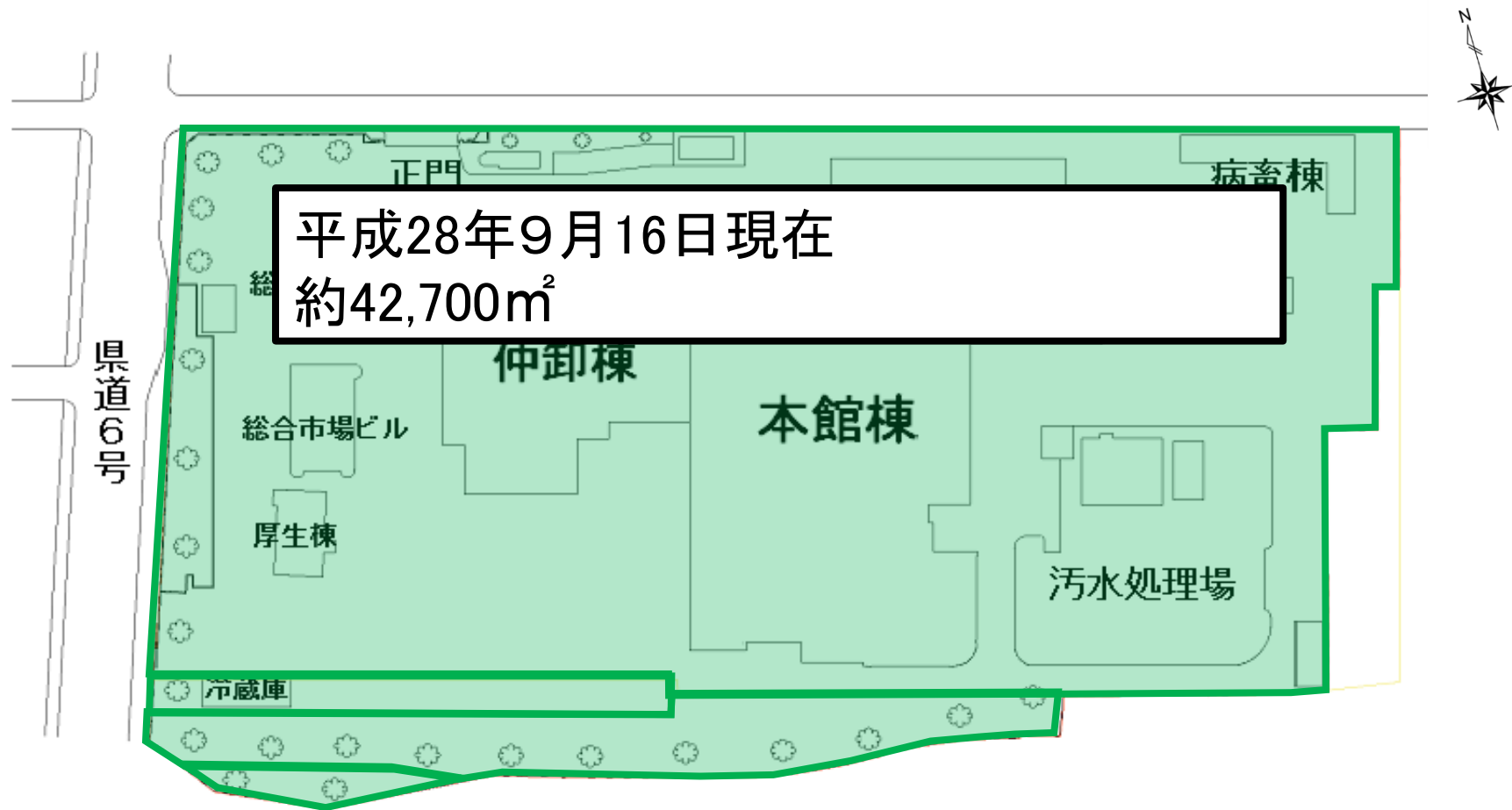
2 食肉市場の土地変更の経緯



2 食肉市場の土地変更の経緯



2 食肉市場の土地変更の経緯



3 都市計画市素案の概要

決定または変更する都市計画の内容

1 都市計画施設の区域変更

都市計画施設の区域変更

都市計画施設とは…

道路、上下水道、公園、市場などの、都市の骨組みを形づくっている施設を都市施設とといいます。

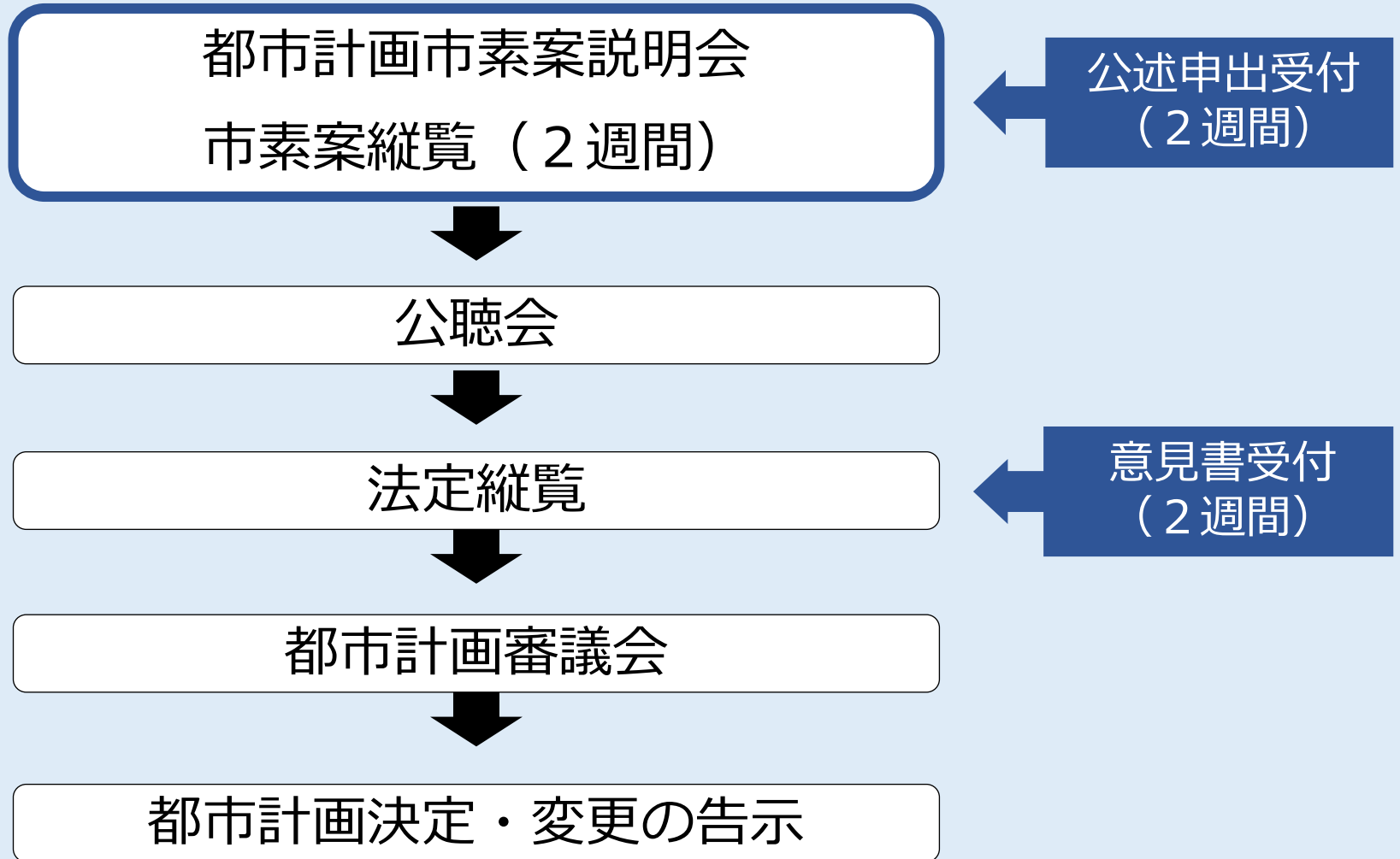
これらの施設の位置や規模、構造、名称などについて、都市計画に定められた施設を都市計画施設とといいます。

都市計画施設の区域変更について

都市計画施設（市場）の区域のみを変更します。



4 今後の都市計画手続



<都市計画市素案の縦覧>

期 間	平成28年9月15日(木)～9月29日(木) (土日祝日を除く 午前8時45分～午後5時15分)
場 所	建築局都市計画課

※金沢区役所区政推進課で「都市計画市素案の写し」を閲覧できます。
(受付時間 午前8時45分～午後5時)

※都市計画課ホームページで「都市計画市素案の概要」をご覧になれます。

<公聴会>

日 時	平成28年10月18日(火) 午後7時開始
場 所	横浜南部市場 管理棟2階会議室

<公述の申出>

申出期間 (※期間必着)	平成28年9月15日(木)～9月29日(木) (土日祝日を除く 午前8時45分～午後5時15分)
申出方法	① 書面(郵送又は持参) 【9月29日(木)必着】 指定の公述申出書(都市計画課窓口やホームページ等で入手可)に記入の上、建築局都市計画課へ ② 電子申請 【9月29日(木)午後5時15分まで】 都市計画課ホームページから手続可能 ※メンテナンス時間中(不定期)は、利用不可
申出多数 の場合	10名を超える場合、抽選を行います。

※公聴会の開催の有無については、**10月 日()**以降に
都市計画課ホームページ又は都市計画課までお電話等でご確認ください。

<問い合わせ先>

横浜市食肉市場の都市計画の内容に関すること

横浜市 経済局 中央卸売市場食肉市場運営課

横浜市鶴見区大黒町3-53 総合市場ビル2階

045-551-0045

都市計画手続に関すること

横浜市 建築局 都市計画課

横浜市中区相生町3-56-1 JNビル14階

045-671-2657